



2023年10月から  
インボイス制度スタート  
(詳しくは11~14ページ掲載)

元気と  
安心を  
届ける

# 広島県建設労働組合

建設業に従事する  
あなたの仕事と暮らしをサポート



ひろしまけんろう



## お問い合わせ窓口一覧

名称	所在地	電話
第1地連福山	福山市東深津町5丁目1-3	084-924-0630
第2地連芦品	福山市新市町新市991-8	0847-51-8581
第3地連しまなみ	尾道市栗原東2丁目4-24	0848-22-8626
第4地連広島中央	東広島市高屋町稲木307-59	082-434-0254
第5地連瀬戸内	呉市本通1丁目4-27	0823-21-7262
第6地連江田島	江田島市大柿町飛渡瀬2445-10	0823-57-0280
第7地連広島	広島市西区横川新町8-12	082-232-6230
第8地連広島西	広島市佐伯区八幡東3丁目1-18-6	082-928-4450
第9地連広島北	広島市安佐北区可部3丁目26-22	082-814-7471
第10地連高陽	広島市安佐北区深川8丁目4-29	082-845-1186
第11地連三次	三次市十日市南6丁目6-52	0824-63-4951
第12地連庄原	庄原市中本町1丁目13-3	0824-72-1275

組合共済

建設国保

労働保険  
(労災・雇用)

あんぜん共済

損害保険

建退共

年金共済  
まごころ

資格取得

ゆうゆう住宅



LINE公式  
アカウント  
友だち  
募集中



## 組合員どうしが助け合う、 組合独自の給付制度 (平成30年4月1日に改定)

掛金は、組合費と一緒に

月々**1,160円**

掛金の一部を こくみん共済coop(全労済) に納めてタッグを  
組んでいるからより大きな保障になりました

本人死亡最高 **168万円**、家族死亡最高 **10万円**

ケガで仕事を休んだら最高 **36万円**

病気で仕事を休んだら最高 **24万円**

ケガや病気で障害が残ったら最高 **150万円**

配偶者が入院したら **2万円**

子供が生まれたら **3万円**

小学校入学で **2万円**、中学校入学で **1万円**

申請期限は  
そのことが発生後、  
**3年以内**です。

上乗せ保障もあります  
こくみん共済coop  
(全労済)

家が火事にあったら最高 **100万円**



# 広島県建設労働組合 組合共済給付の一覧表

(平成30年4月1日に改定しました)

給付項目		共済金(円)
本人死亡	交通事故死亡	1,500,000
	不慮の事故死亡	1,500,000
	普通死亡	500,000
障 害 (※1)	交通事故による重度障害 (1~2級、3級の2、3、4)	1,500,000
	不慮の事故 // ( // )	1,500,000
	病 気 // ( // )	500,000
	交通事故による障害 (3級~14級)	40,000~900,000
休業補償 (※2)	不慮の事故、労災、交通事故による入院 (1日目~60日目まで) (※3)	日額 4,000
	// 入院 (61日目~180日目まで)	日額 1,000
	// 通院・自宅療養 (16日目から45日間)	日額 3,000
	病気による入院 (1日目~60日目まで)	日額 4,000
	// 通院・自宅療養 (16日目から45日間)	日額 4,000
住宅災害 (火災)	全 焼 (70%以上の焼失)	1,000,000
	半 焼 (50%以上の焼失)	900,000
	半 焼 (30%以上の焼失)	700,000
	半 焼 (20%以上の焼失)	500,000
	一 部 焼 (10%以上の焼失)	300,000
	一 部 焼 (5%以上の焼失)	200,000
	一 部 焼 (5%未満の焼失)	50,000 以内
住宅災害 (自然災害)	全壊・流失 (住宅の70%以上)	300,000
	半 壊 (住宅の20%以上)	150,000
	一 部 壊 (住宅損害 100 万円以上)	30,000
	一 部 壊 ( // 20 万円以上)	10,000
	床上浸水 (全床面積の50%以上)	30,000~150,000
	床上浸水 ( // 50%未満)	10,000~30,000
住宅災害 (地震)	全 壊 (住宅の70%以上)	100,000
	半 壊 ( // 20%以上)	50,000
	一 部 壊 (住宅損害が20万円超)	10,000
慶弔見舞	結 婚 祝 (組合員本人)	20,000
	出 産 祝 ( // または配偶者)	30,000
	入 学 祝 (組合員の子 小学校)	20,000
	入 学 祝 (組合員の子 中学校)	10,000
	成 人 祝 (組合員本人が20歳)	20,000
	敬 老 祝 ( // 70歳)	20,000
	長寿現役祝 ( // 80歳)	10,000
	弔 慰 金 (組合員本人) 病気等	140,000
	弔 慰 金 (組合員本人) 不慮の事故等	180,000
	弔 慰 金 (組合員本人) 重度障害見舞金	120,000
	弔 慰 金 (配偶者)	100,000
	家族弔慰金 (子)	50,000
	家族弔慰金 (父母)	22,000
	家族弔慰金 (同居の祖父母)	10,000
配偶者入院見舞 (入院連続12日以上を対象、1年に1回限り)	20,000	
保養助成	「後期高齢者」保養助成給付金 (75歳以上の組合員) (1年に1回限り)	3,000
	「後期高齢者」保養助成給付金 ( // と配偶者) (1年に1回限り)	6,000

(※1) 障害の等級は、労災保険の障害等級に基づきます。 (※2) 満額給付の後は、待機期間があります。詳しくは組合窓口まで。

(※3) 共済金給付申請書と共済金請求書をご提出ください。



## 組合員だけが加入できる 自主運営の公的医療保険！ 保健事業も充実 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

任意  
加入

建設国保は、  
建設業に従事するあなたの健康保険です。  
あなたや家族が病気やケガの時、  
「建設国保」は頼りになります。  
またみなさんの健康づくりを応援し、  
いろいろな保健事業も行っています。  
保険料は就労形態や年齢による定額制であり、  
その他の詳細については、  
最寄りの組合窓口にお問い合わせください。



### 1. 医療保険料／月額保険料(1歳～74歳) ※家族1人あたり保険料(5人まで賦課)2,400円 ※未就学児は1,400円 ※1歳未満の家族は減免

区分	第1種(事業主一人親方)	第2種(35歳以上)	第3種(25歳～34歳)	第4種(20歳～24歳)	第5種(20歳未満)
本人(組合員)のみ	17,600円	14,400円	11,600円	8,000円	6,100円
本人と家族1人	20,000円	16,800円	14,000円	10,400円	8,500円
本人と家族2人	22,400円	19,200円	16,400円	12,800円	10,900円
本人と家族3人	24,800円	21,600円	18,800円	15,200円	13,300円
本人と家族4人	27,200円	24,000円	21,200円	17,600円	15,700円
本人と家族5人	29,600円	26,400円	23,600円	20,000円	18,100円

※上記は家族1人あたり2,400円で計算した場合の医療保険料額となります。

### 2. 後期高齢者支援金分保険料

／月額保険料(1歳～74歳)

※1歳未満の家族は減免

1人あたり(5人まで賦課)  
**2,600円**

### 1～3の合計が月額保険料です

**傷病手当金…日額3,000円**

(労務不能の4日目から)

通院のみの場合\* **最高42日間**

入院を含む場合\* **最高57日間**

### 3. 介護保険料

／月額保険料(40歳～64歳)

1人あたり  
**3,500円**

### ●お医者さんにかかる時の自己負担割合

未就学児  
**2割自己負担**

小学生～69歳の人  
**3割自己負担**

70歳以上の人  
**2割自己負担**  
※現役並の所得者の人は3割自己負担

●女性組合員が出産して休業した時、1日3,000円、最大57日間の出産手当金を支給。

●葬祭費は組合員 50,000円、家族 30,000円



# 建設国保組合の給付の一覧表

(令和5年4月1日現在)

保険給付の種類	給付の条件	給付額		給付期間
		組合員	家族	
療養の給付(※1)	病気やケガ(業務外)の時に、保険医療機関に被保険者証を提示し、治療を受けた時	治療費の7割(未就学児8割)		全疾病について全治するまで
療養費(※1)	○緊急やむを得ず被保険者証の提示ができず、医師等に治療を受けた費用について組合が認めた時 ○医師が治療上必要と認めた器具類を購入した時 ○海外で保険診療の対象となる治療を受けた時	国民健康保険で認める範囲内で算定した治療費の7割(未就学児8割)		
移送費	保険医の指示による場合など、一時的・緊急的に必要性があって移送された車代を支払った時	最も経済的な通常の経路、方法により移送された場合の旅費にもとづき算定した額の範囲内での実費		
高額療養費(※2)	同一月に保険医療機関別で、入院・通院別に保険給付の対象となる治療費の負担額が自己負担限度額を超えた時(70歳以上の前期高齢者については、同一月にかかった医療機関への支払いを全て合算した額が自己負担限度額を超えた時)	以下の自己負担限度額を超えた額(70歳未満の場合) 上位① 252,600円+ (総医療費-842,000円)×0.01円 上位② 167,400円+ (総医療費-558,000円)×0.01円 一般① 80,100円+ (総医療費-267,000円)×0.01円 一般② 57,600円 非課税 35,400円 (70歳以上の前期高齢者の限度額については「高齢受給者証」交付時に渡されるチラシを参考にしてください)		
傷病手当金	病気やケガ(業務外)のため、入院又は入院に準ずる重篤な疾病により治療を受け、その療養のため働くことができず仕事を休んだ時	労務不能と認められた日から4日目より 日額 3,000円	—	通院のみの場合 最高42日間 入院を含む場合 最高57日間
特別傷病手当(※3)	被用者である被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われることにより、その療養のため働くことができず仕事を休んだとき	直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×3分の2×日数(※) ※労務不能と認められた日から4日目より、労務に服することが出来なかった期間のうち、労務出来なかった日数(注:注釈には上限があります)		—
出産手当金	女性組合員が出産のため働くことができず仕事を休んだ時	日額 3,000円	—	最高57日間 (出産前15日 出産以後42日)
出産育児一時金(※4)	女性組合員又は家族が出産した時 ※妊娠4か月(85日)を超える流産・死産を含む	子ども1人につき 488,000円(産科医療補償制度加入機関で出産の場合 500,000円)		出産のつど
葬祭費	被保険者の葬祭を行った時	50,000円	30,000円	葬祭のつど
入院時食事療養差額(※5)	70歳未満の被保険者のうち 低所得者・ 70歳以上の被保険者のうち 低所得Ⅱの人が入院した時	過去1年間の入院90日まで 250円/1食 入院91日より 300円/1食		入院期間中
	70歳以上の被保険者のうち 低所得Ⅰの人が入院した時	360円/1食		

- (※1) 70歳以上の方は、組合員・家族とも所得に応じて現役並み所得者の方は3割、その他の方については、2割負担になります。
- (※2) 「限度額適用認定証」を医療機関に提出することにより、窓口での支払いが自己負担限度額まで済みます。手続き等、詳しくは所属の地域連合までお問い合わせください。(マイナンバーカードを利用できる医療機関、薬局等では、ご本人が情報提供に同意された場合「限度額認定証」の提示がなくても限度額を超える支払いはありません)
- (※3) 適用期間は令和5年5月7日までとなります。
- (※4) 出産育児一時金については、分娩される医療機関等と直接支払制度に係る代理契約を締結する事により、建設国保が直接医療機関等に支払うこととなりますが、分娩費用との差額がある場合及び事情により直接支払制度を利用しない場合は建設国保より支給します。
- (※5) 低所得者の方が入院時食事療養費の減額認定を受けるためには手続き等が必要となりますので、詳しくは所属の地域連合までお問い合わせください。また、70歳以上の方で療養病床に入院される方は、生活療養についての差額支給もあります。

## 建設国保の貸付事業 建設国保の保健事業

- (1) 高額療養費
- (2) 出産育児一時金について、事前に給付予定額の8割を無利息で貸し付ける制度を実施しています。

	事業の内容	対象者
人間ドック	検診料の8割相当額 オプション検査については5,000円までを上限として補助(超えた場合の差額は全額自己負担)	被保険者である組合員及び配偶者
脳ドック	検診料の8割相当額	被保険者である組合員及び配偶者
PET-CTがんドック検診	一律 40,200円を補助(差額については受診者が窓口にて支払い)	被保険者である組合員及び配偶者
がん検診	本人負担額全額を補助(地方自治体が行うがん検診)	被保険者である組合員及び配偶者
歯科健診	健診料 3,300円全額を補助	被保険者全員
肺ガン(アスベスト)検診	肺ヘリカルCT検診料金のうち自己負担2,000円を超えた金額について補助	被保険者である組合員及び配偶者
インフルエンザ予防接種	接種費用の個人負担額を補助(1,500円を限度)	接種時点で1歳以上から中学入学前の被保険者・接種日時時点で65歳以上75歳未満の被保険者
契約保養所の利用	組合員 2,000円 家族1人につき 2,000円を補助	被保険者全員(0歳児は対象外)
特定健康診査・保健指導	地域連合主催のものに限る(自己負担なし)	40~74歳の被保険者全員
その他各種事業	節目がん検診・家庭救急常備薬配布・産後就労助成金・健康づくりビンゴ・育児雑誌の配布・ビデオソフトの貸出など	

### 加入対象

- 広島県建設労働組合の組合員であること。
- 土木建築業の仕事に従事し、一人親方又は従業員が5人未満の個人事業所の事業主とその従業員。
- 建設国保の組合員が営む事業所で、すでに健康保険適用除外の承認を受けた事業所に新たに使用されることとなった者。  
※国からの指示により、3年に1度組合員資格(業職・職種・事業所等)の調査を行っています。

### 加入に必要なもの

- 印鑑 ■ 被保険者となる方全員の個人番号が確認できるもの ■ 職種を証明するもの
- 組合員となる方の身元が確認できるもの
- 外国人の方は、国籍・在留資格・在留期間等について記載のある証明書  
※上記以外に別途確認書類を求められる場合があります

# 労働保険 (労災・雇用)

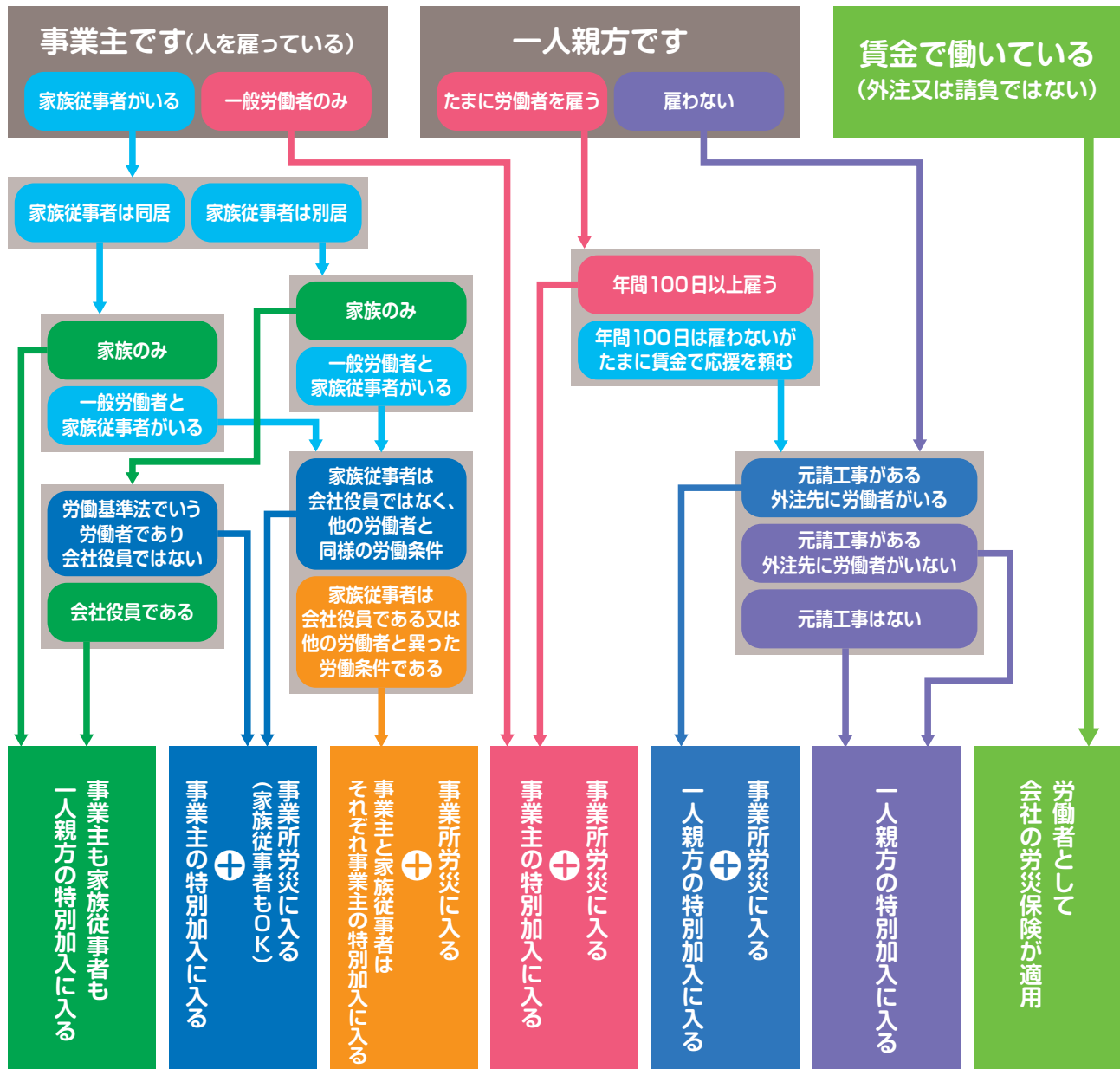
## 政府が行う労働保険！ 労働者災害補償保険と 雇用保険の総称です

任意  
加入

### 《労災保険》…現場のケガにも安心補償！

すべての事業所で、労働者を一人でも雇っている場合は労災保険の強制適用事業所となっています。そのため、事業主が、その事業所に労災保険をかけることが義務付けられています。建設事業の場合、**下請の職人(労働者)の災害補償も元請の責任**と定められています。また、**一人親方や事業主の方も特別加入に加入**することで、その掛け金に応じて**労働者と同様の補償**を受けることができます。

### あなたはどの労災？ 簡単チャートで調べましょう！



※「労働基準法でいう労働者」とは、賃金台帳・出勤簿等があり、一般的な労働者として雇う(雇われている)ことを指します。  
 ※加入・給付に関しては最終的には、労働局が判断します。また、上図は一例ですので、詳しくは組合窓口にご相談ください。

## 事業所労災・現場労災

《事業の種類》 建築事業35業種

事務費 6,000円 (1事業所につき)

元請工事金額	保険料 ※年3回の分割納入可能
500万円	10,925円
1,000万円	21,850円
1,500万円	32,775円
2,000万円	43,700円
2,500万円	54,625円

元請工事金額	保険料 ※年3回の分割納入可能
3,000万円	65,550円
3,500万円	76,475円
4,000万円	87,400円
4,500万円	98,325円
5,000万円	109,250円

## 一人親方労災、事業主特別加入

《事業又は作業の種類》 建築事業35業種

給付基礎日額の  
**8割給付**

事務費 1,200円

給付基礎日額	保険料年額	
	一人親方労災保険料 (一人親方特別加入) ※年1回払い	事業主特別加入保険料 (中小事業主特別加入) ※年3回の分割納入可能
3,500円	—	12,131円
4,000円	—	13,870円
5,000円	32,850円	17,337円
6,000円	39,420円	20,850円
7,000円	45,990円	24,272円
8,000円	52,560円	27,740円
9,000円	59,130円	31,207円
10,000円	65,700円	34,675円

給付基礎日額	保険料年額	
	一人親方労災保険料 (一人親方特別加入) ※年1回払い	事業主特別加入保険料 (中小事業主特別加入) ※年3回の分割納入可能
12,000円	78,840円	41,610円
14,000円	91,980円	48,545円
16,000円	105,120円	55,480円
18,000円	118,260円	62,415円
20,000円	131,400円	69,350円
22,000円	144,540円	76,285円
24,000円	157,680円	83,220円
25,000円	164,250円	86,687円

## 労災保険の補償の内容

治療費・入院費 (療養補償給付)

医療費は治る (症状固定) まで全額無料

仕事を休んだとき (休業補償給付)  
※休業4日目から給付

《労働者の場合》 平均賃金の8割 《一人親方の場合》 給付基礎日額の8割

障害が残ったとき (障害補償給付)

障害補償年金や障害補償一時金

●平均賃金・給付基礎日額とは…事故前3か月間に支払われた賃金総額(ボーナスは除外)をその期間の暦日数で割った金額のこと。

死亡事故のとき (遺族補償給付・葬祭料)

遺族補償年金あるいは遺族補償一時金、葬祭料

## 《雇用保険》…労働者の生活及び雇用の安定、再就職の援助!

事務費 6,000円 (1事業所につき)

労働者を雇用する方は、**雇用保険に入ることが義務付けられています。**

※雇用保険の適用労働者であるか否かの判断は、所轄の職業安定所長が判断します。

保険料

1年間に支払う賃金額に下記の料率を掛けた金額が保険料となります。

一般事業 = 1000分の15.5 (事業主9.5 : 労働者6)

建設事業 = 1000分の18.5 (事業主11.5 : 労働者7)

給付の種類

■基本手当 ■再就職手当

■育児休業給付

■高年齢求職者給付金

■高年齢雇用継続給付

…などが受けられます。



組合は労働保険(労災・雇用)の加入手続きはもちろん、労災、雇用保険給付の請求手続きを行います。



広島建労の組合員で、国の労災保険に加入している全事業所、中小事業主、一人親方が加入できます。

### 特徴



★最高2,500万円の  
充実された補償!  
(基本補償I型の場合)

★休業補償3千円型の場合  
日額3,000円  
(休業4日目以降)

★後遺障害の  
補償も充実  
(1級~10級まで補償)

★職業性疾患も対象

### ●補償のタイプ

#### (1) 基本補償 [業務上災害・通勤災害] (万円)

補償内容 型	死亡 補償	後遺障害補償							
		1~3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
I型	2,500	2,500	2,500	1,750	1,500	1,250	750	500	375
II型	2,000	2,000	1,600	1,400	1,200	1,000	600	400	300
III型	1,000	1,000	800	700	600	500	300	200	150
IV型	500	500	400	350	300	250	150	100	75

※法定外補償規定を定めている場合、その額を上回る型にご加入いただくことはできません。

#### ●年間保険料表 1名につき(円)

業種(コード)	第二種特別加入者 <1人親方>	建築 事業	既設建築物 設備工事業	舗装 工事業	機械装置の組立又は 据え付けの事業	その他の 建設事業	その他の 製造業	その他の 各種事業		
		C2	35	38	33	36	37	61	93	94
I型	一時払	24,460	45,470	56,590	57,960	69,830	22,410	7,110		
II型	一時払	19,570	36,370	45,270	46,370	55,860	17,940	5,690		
III型	一時払	9,780	18,190	22,640	23,180	27,930	8,970	2,840		
IV型	一時払	4,890	9,090	11,320	11,600	13,970	4,480	1,420		
休業補償3千円型	一時払	7,830	14,590	14,670	10,190	17,210	3,360	1,800		
休業補償2千円型	一時払	5,220	9,720	9,770	6,790	11,470	2,240	1,200		

※保険期間は1年となります。

全国建設労働組合総連合(全建総連)

### 例えば

一人親方が「政府労災保険」と  
「あんぜん共済」に加入した場合…

	政府労災	あんぜん	合計
加入内容	給付基礎日額 5,000円	基本補償IV型 休業補償 3,000円型	
年間保険料	32,850円	12,720円	45,570円
給付額 (1日あたり)	4,000円 (休業補償給付 3,000円) (休業特別支給金 1,000円)	3,000円	7,000円

プラス12,720円で、1日あたり3,000円の上乗せ休業補償が受けられます!

#### (2) 休業補償 [2種類の型から選択できます]

型	
3千円型	休業1日あたり 3,000円
2千円型	休業1日あたり 2,000円

※休業補償は基本補償にセットで加入できます。  
※1日目から3日目までは補償されません。

ポイント!  
4日目から  
727日までの  
長期間の補償

# 損害保険

## 生活や仕事のあらゆる場面での「まさか」に備えた各種保険を取り扱っています

各種保険の保険料を見積もりできます。  
組合窓口にご相談ください。

### 自動車保険

- 任意保険 (個人契約なら団体割引)
- 自賠償保険

### 火災保険

- 一般物件
- 住宅物件 (地震保険)



### 損害保険

- 個人や団体での旅行
- 運動会(レクリエーション)
- 団体(団体割引)

※普通傷害保険、レクリエーション保険、国内外旅行傷害保険、団体傷害保険

### その他

- 賠償責任保険
- 建設工事保険



### 例えば

「自動車保険」の場合、  
ホンダフィット・新規1年契約  
35歳以上担保・ゴールド免許

人身傷害補償：3,000万円 対人：無制限 対物：無制限	保険料 52,220円
------------------------------------	----------------

※契約年数、車種、条件により保険料が異なります。

「火災保険」の場合、1年契約

住宅(木造)：2,000万円	保険料 28,450円
事務所専用建物：2,000万円	保険料 58,610円

※契約内容により保険料が異なります。

(有) 広島建設保険代行社





## 建設業で働く現場労働者のために、 国が作った退職金制度 (令和3年10月1日に改正)

### 制度の特徴

月々**6,720円**の掛金 (1日320円×21日分)

※掛金は組合費と一緒に納入します。

労働者は事業所で、一人親方は広島建労の組合員なら自分で積み立てることができます。

加入・請求などの事務手続きや、証紙の購入・貼り付けも、すべて組合が行います。

建設産業全体に適用されているから、事業所が変わっても継続できます。



共済手帳に証紙を貼り付けることで、掛金を積み立てます。



← 共済手帳



証紙 →



掛け始めに、国から50日分の補助あり ※現在は証紙1日320円×50日分=16,000円分

252日分(約1年)以上積み立てたら、建設業をやめる時に一括受け取り

※ただし504日分(約2年)未満の場合は、元本割れします(死亡による遺族請求の場合は元本割れしません)

他の退職金制度(中退共・小規模企業共済等)を掛けている方、賃金に役員報酬が含まれる方など、建退共を掛けることができない場合があります。くわしくは組合へお問い合わせください。

年	実質掛けた月数	実質掛けた日数	実質掛けた金額	退職金額
1年	10月	210日	67,200円	24,192円
2年	22月	462日	147,840円	161,280円
5年	58月	1,218日	389,760円	414,087円
10年	118月	2,478日	792,960円	893,559円
20年	238月	4,998日	1,599,360円	1,933,479円
30年	358月	7,518日	2,405,760円	3,038,919円
40年	478月	10,038日	3,212,160円	4,268,007円

◀ 納めた額と受け取る額の比較 (令和3年10月1日改定後の額)

運用利益  
がついてくるから  
長くかければ  
どんどんお得



毎月の計画的な積み立て。  
加入中に掛金の見直し、積立金の積み増し・一部取り崩しもできます。

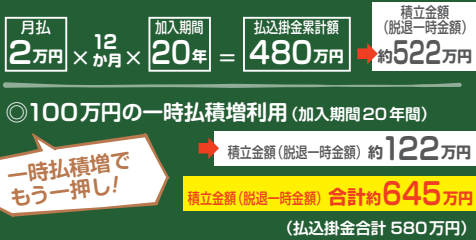
### この制度の特徴

#### ● 掛金は1口5,000円、最高20口 (指定の口座から振替)

- 掛金は一般の生命保険料控除の対象(制度運営費を除く)
- 掛金の増額はいつでも。指定期間内なら10万円単位で積み増すこともできます。
- 掛金の減額は、指定期間内にできます。
- 20万円以上1万円単位で積立金の一部を受け取ることができます。
- 年金の受け取り方は7種類(年金月額が1万円未満の場合は、一時金での受け取り)
- 加入資格は保険料払込期間が満了する日までの期間が満3年以上ある年齢の方(満18歳以上 満67歳未満)

#### 加入例

45歳から準備するAさんの場合……



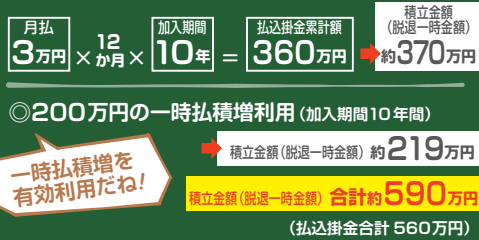
→15年確定年金で受け取ると……

$$\text{基本年金月額} \times \frac{12}{\text{か月}} \times \text{年金受取期間} = \text{年金受取総額}$$

約38,800円 × 12か月 × 15年間 = 約700万円

#### 加入例

55歳から準備するBさんの場合……



→15年確定年金で受け取ると……

$$\text{基本年金月額} \times \frac{12}{\text{か月}} \times \text{年金受取期間} = \text{年金受取総額}$$

約35,500円 × 12か月 × 15年間 = 約640万円

※実際に受け取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来のお受取額をお約束するものではありません。  
※払込月数によっては元本割れする場合があります。詳しくは組合窓口まで。

全国建設労働組合総連合(全建総連)

# 資格取得

## たくさんの仲間が資格を取って、現場で活躍中!

機関紙「広建新報」や組合ホームページで建設関係の資格試験・検定の案内をしています。技能士や建築士などの資格取得には祝い金の制度もあり、技術向上と資格取得をサポートします。

### ◆講習・学習会を開催

#### 作業主任者講習

広島建労を母体とする、(一社)広島建築共同職業訓練協会が広島労働局の登録教習機関として、下記の作業主任者講習を主催。これまでに延べ11,600人以上の仲間が資格を取り、現場で活用しています。また、多くの建設関連の資格の中から、組合員さんに必要な資格の情報提供もしています。

- 足場の組立等(6月頃開催)
- 木造建築物の組立等(8月頃開催)

※建設現場では労働安全衛生法により、作業主任者をおこななければなりません。

#### 特別教育講習

各種特別教育講習を地域事務所が主催となって実施しています。地域での実施がない場合は、他団体での実施の案内もしていますので、ご相談ください。

#### 増改築相談員講習

5年に1度、講習会を開催しています。介護保険の住宅改修の申請に必要な「住宅改修が必要な理由書」の作成について、一部の自治体では増改築相談員について理由書の作成の補助対象と位置付けられています。

#### 法令等の改正・変更に対応した学習会の開催

長期優良住宅リフォーム学習会、仕事対策学習会、公契約条例学習会、法定福利費や標準見積書の学習会、安全講習会、税金対策学習会など。

※詳しい開催日時、場所は組合のホームページでご確認ください。

### ◆技能検定(大工、左官)事前講習

技能検定は国家検定制度です。合格者には、厚生労働大臣名(特級・1級・単一等級)または、県知事名(2級・3級)による合格証書が交付され、「技能士」という称号が与えられます。

### ◆大工、左官技術講習

伝統在来工法の知識・技能を有する大工技能者の育成を目指し、講習会を県下各地で開催。講習会参加後は「大工・左官技能競技大会」で、全地連から仲間が集まって技術を競い合うことが可能。同業種の仲間との出会いは一生の宝です。

(一社)広島建築共同職業訓練協会・(一社)広島県建築センター協会

ゆうゆう住宅は、全建総連・広島建労が住宅保証機構(株)と提携し、特定団体として住宅品質確保法・住宅瑕疵担保履行法に対応した高耐久・高品質な戸建木造軸組住宅の愛称です。組合で手続きをすると住宅保証機構(株)の住宅瑕疵担保責任保険**まもりすまい保険**の適用を受け、10年間保証されます。(保証書を発行)

### メリット

まもりすまい保険は高い設計施工基準(旧住宅金融公庫の技術基準を準用)で建てられる高耐久・高品質な住宅であり、他の10年保証住宅よりも保険料が割安です。2度ある検査のうち1回目は組合から検査員が伺います。全建総連・広島建労の組合員だから利用できる有利な制度です。(保証部位は下記参照)

#### 「建設業許可業者」又は「宅建業者」に資力の確保義務

保険への加入

まもりすまい保険



「まもりすまい保険」の「まもりす」

保証金の供託

法務局へ

- まもりすまい保険は、住宅保証機構(株)が提供している保険です。
- 保険料は床面積ごとの定額です。
- 保険期間は住宅の引渡しから10年間です。
- 保険金支払い限度額は1戸あたり2,000万円(基本契約)です。

- 最低でも2,000万円を10年間積み立てなければなりません。
- 補修は、自費でしなくてははいけません。

### ◆利用できる住宅

戸建木造住宅が原則です。(2世帯住宅や、基礎と一体となったRC造車庫付き住宅等も利用できます)一定の増改築(基礎の新設を行う10㎡以上かつ工事費500万円以上)でも利用可能です。

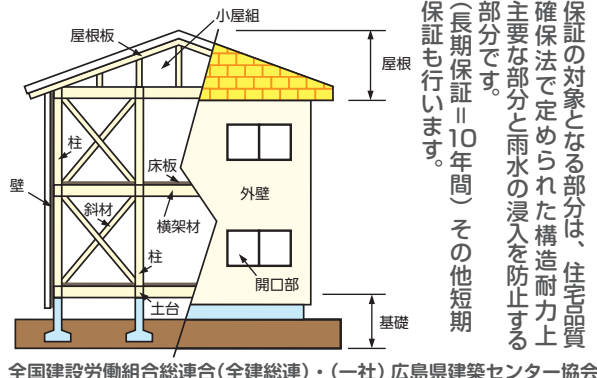
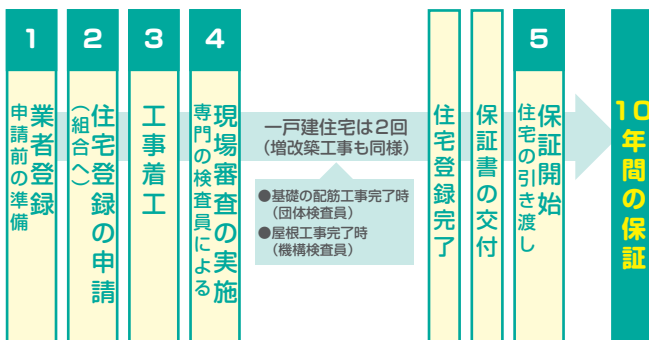
**まもりすまい保険の保険料が大幅に割り引きになります!**

令和3年4月改定

住宅の延床面積	一般住宅	ゆうゆう住宅*	差額
100㎡未満	63,680円	54,180円	9,500円 <b>お得!</b>
100㎡~125㎡未満	70,410円	57,990円	12,420円 <b>お得!</b>
125㎡~150㎡未満	83,940円	65,650円	18,290円 <b>お得!</b>
150㎡~180㎡未満	93,070円	71,040円	22,030円 <b>お得!</b>
180㎡以上	111,770円	81,800円	29,970円 <b>お得!</b>

\*ゆうゆう住宅の保険料には15,000円の事務手数料が含まれています。

### ◆手続きの流れ





- インボイス制度とは、消費税の複数税率に対応するものとして導入される方式です。
- 一定の要件を満たしたインボイス(適格請求書等)を発行・保存する制度です。
- インボイスには、請求書や領収書のほか、納品書、レシート等も含まれます。



POINT! 請求書や領収書などの様式や取り扱いが変わります

例▶P14

## インボイス制度が導入されたらどうなる？

- 消費税の「仕入税額控除」※ができるのは、インボイスの保存がある取引のみとなります。

売上にかかる消費税  
(預かった消費税)

-

仕入れ等にかかる消費税  
(支払った消費税)

=

消費税の納付税額  
(納める消費税)

- インボイスは、**税務署に申請・登録された課税事業者しか発行することができません。**  
(インボイス発行事業者を「適格請求書発行事業者」といいます)

※仕入税額控除=仕入れ等にかかった消費税を差し引いて消費税の納付税額を計算すること。  
いわば消費税を算出する際の「経費」に当たるもの。



POINT! 取引のあり方が変わり、私たちの仕事に大きな影響が!

### 課税事業者にとっては…

#### 消費税の納税額が増加!?

課税事業者(本則課税の事業者)にとっては、免税事業者の請求書では仕入税額控除ができない(インボイスがないと消費税の経費にはできない)ので、免税事業者との取引について、消費税の納付税額が増えることとなります。

外注の一人親方さんに課税事業者になってもらえるようお願いしようかな…

控除できない消費税分を値引きしてもらおうかな…

免税事業者の職人さんとは取引をやめようかな…

でも、これまで一緒にやってきた職人さんだしな…

### 取引終了??

仕事をもらえないなら課税事業者になるしかないのかな…

しかし消費税の納税は厳しいな…

### 値引き??

値引きを強要されるかも…

課税事業者になると事務的にも大変そうだし…

### 免税事業者にとっては…

#### 取引から排除される恐れも!?

免税事業者にとっては、取引相手の課税事業者(本則課税の事業者)から「課税事業者になってインボイスを発行すること」や「消費税相当額の値引き」や「取引の終了」などを迫られる可能性があります。

**注** 課税事業者であっても、インボイス発行事業者に事業者登録していなければインボイスが発行できないので、上記の例では、免税事業者と同じ立場になります。



# インボイスを発行する(適格請求書発行事業者になる)には?

## インボイス制度のスケジュール



制度のスタート時からインボイス発行事業者となるには、原則として、2023年3月31日までに登録申請書を税務署へ提出する必要があります。しかしそれ以降でも、9月30日までに登録申請書を提出した場合には、10月1日登録があったとみなされます(登録番号の通知が10月1日以降であっても、さかのぼって請求書等に登録番号を追記することができます)。

## 小規模の事業者は「簡易課税」を選択できます

- 免税事業者が「インボイス発行事業者」に登録申請し、課税事業者になると、消費税の納税義務が生じ、帳簿も、これまで以上に詳しく付ける必要があります。
- 「簡易課税制度」を選択すると、売上を区分(材料支給の有・無)しておけば、消費税の申告書が作成でき、事務的な手間が軽減されます(ただし、課税売上高5,000万円以下の事業者のみ)。
- 簡易課税制度を選択するには「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出する必要があります。
- 免税事業者が2023年10月1日から2029年9月30日までの日の属する課税期間中にインボイス登録を受ければ、登録を受けた日(登録日)から課税業者になる経過措置があります。また、この登録日の属する課税期間中に「消費税簡易課税制度届出書」を提出すれば、事前に提出したものとみなされます。

※本則課税と簡易課税のどちらが有利かは事業の状況によって異なります。簡易課税制度の詳細は国税庁のHP等でご確認ください。

## インボイス制度の影響を受けない事業者も

- インボイス制度の影響を受けるのは「**本則課税の課税事業者**」と取引する**場合**です。簡易課税事業者同士の取引、簡易課税事業者と免税事業者の取引、エンドユーザー(施主)との取引などでは、インボイスの影響は発生しません。

エンドユーザーからの依頼で仕事をしています。免税事業者のままで仕事量も変化ありません。



## インボイスは強制ではない! しっかりとした検討が必要!

- 「インボイス発行事業者」への登録は、もちろん強制ではありません。登録をしなくても、事業を続けることは可能です。しかし、収入や取引先との関係を含め、仕事と生活に大きな影響が出る可能性があります。
- 皆さんご自身の仕事において、**インボイス制度への対応が必要かどうか、取引先との関係も含め、十分に検討**してください。その上で必要に応じて、**取引先と話し合いの場を持つことも重要**になります。



もっと詳しく

### 国税庁ホームページ インボイス制度特別サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、登録申請手続きに関すること、Q&Aなどが国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」に記載されています。



特設サイト

# 免税事業者が簡易課税を選択した場合の納付税額の例

事業収入(年間・税込)		300万円	600万円	900万円
年間消費税 納付税額	第3種※1	81,800円	163,600円	245,400円
	第4種※2	109,000円	218,100円	327,200円
	3年時限措置 (3種・4種とも)	<b>54,500円</b>	<b>109,000円</b>	<b>163,600円</b>

※1:第3種=材料を仕入れている人 ※2:第4種=手間請の人



**注** 2023年税制改正で、上記の3年時限措置などが新たに追加されます。この時限措置は、免税から本則課税になった場合も適用されます。

## ①小規模事業者に対する負担軽減策

免税事業者がインボイス発行を機に課税事業者になった場合、3年時限措置として納付税額を、売上税額の2割に軽減する。

## ②中小事業者等に対する事務負担の軽減策

課税売上高が1億円以下の事業者はインボイス制度導入後6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくても、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする。

(注)こうした改正は今後の国会審議で変更になる場合があります。



# インボイス登録かんたん判定フローチャート



あなたの取引先(元請けやお客さん)に事業者はいますか？

はい 事業者だけ、または事業者と一般消費者です

あなたは現在、消費税の課税事業者または、課税売上高が1000万円を超えていますか？

いいえ 免税事業者です

取引先に消費税の課税事業者がいますか？

はい

取引先に消費税の本則課税事業者がいますか？

いいえ 簡易課税事業者だけです

インボイス発行業者の登録は必要ない

### インボイス発行事業者の登録を検討する

- 消費税の課税事業者になると…
- ・消費税の納税が発生する
  - ・経理の事務負担が増える
  - ・請求書等に登録番号を記載する必要がある
  - ・本則課税にするか簡易課税にするかを検討する



取引先が課税事業者か、本則課税・簡易課税のどちらか分からない場合は、取引先に確認しましょう

# インボイス(適格請求書等)のイメージ

## 請求書イメージ

### 請求書

2023年10月〇日

●●建設株式会社 御中

ご請求額 金 **660,000** 円

品 目	単価(円)	数量	金額(円)
洗浄便座●●製 型番●●	200,000	2	400,000
既存便座撤去、洗浄便座取付工事費	40,000	2	80,000
洗面台●●製 型番●●	90,000	1	90,000
既存洗面台撤去、洗面台取付工事費	30,000	1	30,000
小計(税率10%対象)			600,000
消費税			60,000
合 計			660,000

振込先 ●●銀行●●支店

普通口座 0123456

カ)ケンロウコウムテン

株式会社 建勞工務店

登録番号 T1234567890123

税率ごとに区分した**消費税額等**

**登録番号(T+13桁の数字) = 税務署へ登録申請して取得**

税率ごとに区分して合計した**金額(税抜または税込)および適用税率(10%)**

※建設業には、軽減税率適用の取引がないので、軽減税率の対象であることを示す「税率8%対象0円(内消費税0円)」のような記載は必要ありません。



## 領収書イメージ

※飲食料品と消耗品を購入した場合

### 領 収 証

No. \_\_\_\_\_

株式会社**建勞工務店** 様

**32,700** 円

但 飲食料品(軽減対象)・消耗品代金として  
●年●月●日 上記正に領収いたしました

収入印紙

〈金額(税抜 税込)〉

8% 16,200円

10% 16,500円

〈消費税額等〉

8% 1,200円

10% 2,500円

広島県〇〇市〇〇〇〇

〇〇**ストア** 株式会社

登録番号 T9876543210123

但書きは、

- ・標準税率対象、軽減税率対象、非課税等に区分ができる程度の記載が必要  
(「お品代として」は不可)
- ・また、「軽減税率対象である旨」も記載が必要

対価の額・消費税額等は、**税率ごとに区分して記載**

書類の作成者の記載は、**屋号でも可**

登録番号の記載



# 広島県建設労働組合って？

全国に建設労働者の組合があり、約62万人の仲間が全国建設労働組合総連合(全建総連)を組織しています。全建総連は日本で最も大きな建設産業労働組合で、全産業でも4番目の規模です。広島建労に加入している仲間の建設職種は約50種。そしてそれぞれ「親方」や「職人」などその職層もさまざまです。このような組織形態のため、組合は大勢の仲間からの多様な声を広島建労共通の要求にしていかなければなりません。そのために、地域を基礎とした「地区」や「班」があり、その上に地域連合、広島建労、全建総連があります。「地区」や「班」は私たち建設産業従事者が、自分たちの仕事をしやすくする要求や、生活保障の要求など、自分たちの声を上げるもっとも重要な基本組織なのです。

全建総連 約 620,000人

広島建労 約 12,000人

地域連合 (県下12か所)

地区、班など

組合員

組合員

組合員

## 組合員になるには？

広島県内に在住し、建設産業に従事する方なら男女問わず誰でも加入することができます。組合で取り扱っている建設国保などの各種サービスは組合が母体となって進めていますので、利用するにはまず組合に加入することが必要です。

組合加入には、  
《組合加入承認申請書》《印鑑》《住民票》  
《加入金》《組合費》などが必要となります。

詳しい加入手続きについては、表紙記載の最寄りの組合窓口にお問い合わせください。



## 広島建労 LINE 最新情報配信中!!

講習会や建設関連の  
最新情報を発信中!  
友だち登録して  
お得な情報をGET!



パンフレット発行人:広島県建設労働組合 県本部  
〒733-0013 広島市西区横川新町8番12号  
TEL 082-232-6238 FAX 082-294-0248

E-mail:hiroshimakenrou@hiro-ken.com

LINE 公式アカウント

# 友だち 募集中

@269aeikx  
友だち登録でお得な情報をGET!

※健康保険が、建設国保から協会けんぽや市町の国保、後期高齢者医療制度に移行しても、建設業に携わるかぎり、組合には残ることができます。引き続き各種の有利な制度を利用しましょう。